

鹿児島、熊毛及び奄美大島海区については漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項及び同法第64条第6項の規定に基づき、内水面については同法第67条第1項及び同法第67条第2項で準用する同法第64条第6項に基づき、漁場計画を定めるとともに、当該漁場計画に基づく漁業の免許予定日及びその申請期間を定めた。

令和5年4月25日

鹿児島県知事 塩田 康一

第1 漁場計画の内容

1 鹿児島海区漁場計画

- (1) 漁業権に関する事項 : 別添のとおり
- (2) 保全沿岸漁場に関する事項 : 設定なし

2 熊毛海区漁場計画

- (1) 漁業権に関する事項 : 別添のとおり
- (2) 保全沿岸漁場に関する事項 : 設定なし

3 奄美大島海区漁場計画

- (1) 漁業権に関する事項 : 別添のとおり
- (2) 保全沿岸漁場に関する事項 : 設定なし

4 内水面漁場計画

- (1) 漁業権に関する事項 : 別添のとおり
- (2) 保全沿岸漁場に関する事項 : 設定なし

第2 漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項

1 各海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

鹿児島海区漁場計画（案）、熊毛海区漁場計画（案）及び奄美大島海区漁場計画（案）、並びに内水面漁場計画（案）について、計画を作成することは適当との意見であったため、それぞれの漁場計画を定めることとした。

2 漁場の図面 : 別添のとおり

3 漁業の免許予定日 : 令和5年9月1日

4 申請期間 : 令和5年6月5日から同年7月7日まで

第3 その他

1 この公示の別添は、鹿児島県ホームページで公開する。 （ホームページアドレス）

<https://www.pref.kagoshima.jp/af05/reiwa5nenngyogyokennkirikae.html>